

2014年1月31日

バーゼル銀行監督委員会「トレーディング勘定の抜本的見直し：マーケット・リスク枠組みの改定」に係る第2次市中協議文書に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）から2013年10月31日に公表された第2次市中協議文書「トレーディング勘定の抜本的見直し（FRTB）：マーケット・リスク枠組みの改定」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

本件が検討されるに当たり、我々は以下のコメントがBCBSにおけるルールの最終化に向けてのさらなる作業の助けとなることを期待する。

## 要旨

## 総論

1. 銀行の業務運営やリスク管理との整合性の観点から「改定された境界」を支持する
2. ベンチマークとしての役割が果たされるよう SA は見直されるべき
3. SA によるフロア・サーチャージの導入案に反対する
4. 非合理的な資本賦課水準の引上げをすべきではない
5. 「トレーディング・デスク」の運用は柔軟にすべき
6. 内部モデル方式(IMA)の追加的デフォルトリスク (IDR: Incremental Default Risk) におけるソブリン PD に係るフロアを設けるべきではない
7. 導入に際しては十分な移行期間を設定すべき

**各論** 見出しの「X.X」の番号は市中協議本文（P7～45）のセクション番号と一致

### 1.1 トレーディング勘定と銀行勘定の境界

- 1.1.1 銀行の業務運営やリスク管理との整合性の観点から「改定された境界」を支持する（総論1に記載）
- 1.1.2 銀行勘定の商品に対するヘッジ取引は銀行勘定と整理すべき
- 1.1.3 期待保有ホライズンを文書化することの理由および対象商品を明確化すべき
- 1.1.4 境界の恣意的振替に対する予防策・ペナルティを重疊的なものとするべきではない
- 1.1.5 「P/L 認識」は財務会計のものを指していない点を明確化すべき

## 1.2 信用リスクの取扱い

- 1.2.1 IMA の IDR におけるソブリン PD に係るフロアを設けるべきではない（総論 6 に記載）
- 1.2.2 株式に IDR を課すべきではない

## 1.3 市場流動性の勘案

- 1.3.1 ホライゾン区分をバランスのとれたものに、また長さを合理的なものに見直すべき
- 1.3.2 モデル非依存評価ツール（MIA）は導入すべきでない
- 1.3.3 「観測されたショックの $\sqrt{t}$ 倍法による補正」ではなく「長期ホライゾンに係るショックの直接勘案」が採用された背景につき開示を希望する
- 1.3.4 より保守的な流動性ホライゾンのカテゴリーが適用可能であることを明確にするべき

## 1.4 マーケット・リスク指標の選択とストレス期への水準調整

- 1.4.1 ストレス期の見直し方法・頻度について再検討されるべき
- 1.4.2 市場データの要件を見直すべき

## 1.5 ヘッジおよび分散効果の取扱い

- 1.5.1 SA における保守的な措置を修正するべき

## 1.6 標準的方式と内部モデル方式の関係

- 1.6.1 SA によるフロア・サーチャージの導入案に反対する（総論 3 に記載）
- 1.6.2 SA 算出の義務・頻度について再検討すべき

## 2.1 内部モデルにもとづくリスク計測に対する全般的アプローチ

コメントなし

## 2.2 適格なトレーディング・デスクの特定

- 2.2.1 「トレーディング・デスク」の運用は柔軟にすべき（総論 5 に記載）
- 2.2.2 IMCC の算定はデスク横断的に行われることを明確化するべき
- 2.2.3 乗数は 3 ではなく 1 を基準とするべき

## 3.1 標準的方式の見直しの目的および根拠

- 3.1.1 目的に応じた SA の導入を検討すべき（総論 2 に記載）
- 3.1.2 リスクセンシティブティにもとづく算出方法を許容するべき
- 3.1.3 銀行勘定の枠組みとの一貫性を確保するべき

## 3.2 改訂版の標準的方式の一般的な特徴

コメントなし

## 3.3 改訂版の標準的方式の水準設定

- 3.3.1 キャリブレーションは慎重にかつ必要最低限の頻度で実施されるべきである

### 3.4 標準的方式に係る資産クラスごとの取扱いに関する提案

- 3.4.1 同一通貨の為替ポジションはキャッシュフローのタイミングに依らず相殺可能とするべき
- 3.4.2 クレジットスプレッドリスクのバケット 1 および 7 のサブリンについて、発行体自身のイールドカーブで評価される場合は追加資本賦課すべきではない
- 3.4.3 SA デスク同士の内部取引は、完全に相殺されることを明確化するべき
- 3.4.4 リスクカテゴリー間の集計方法を明確化するべき

### 4.1 その他

- 4.1.1 各種パラメータ等の決定根拠を示すべき
- 4.1.2 開示のコンテンツ・形式を修正するべき（テンプレート、SA 開示、IMA デスクの情報）
- 4.1.3 「資本の定義」に係る算出順序の記述を修正すべき

### 1. 銀行の業務運営やリスク管理との整合性の観点から「改定された境界」を支持する

裁定行為防止に向けた運用厳格化が図られつつも、銀行の業務運営やリスク管理と比較的整合的なかたちで再検討された「改定された境界」を支持する。但し、銀行勘定の取引のヘッジ取引は常に銀行勘定であることを明確にするなど、以下各論 1.1 で述べるとおり、いくつかの修正は必要である。

### 2. ベンチマークとしての役割が果たされるよう SA は見直されるべき

今次提案されている標準的方式 (SA) は「比較可能性の向上」「資本賦課のバックストップ」といった複数の目的の元に見直されているが、以下の追加対応が行われることで今回新たに追求されている「ベンチマークとしての機能」がより向上するものと考えられる。

- ロング・ショート間の相関係数の調整等の過度に保守化された点を削減する
- 銀行に SA のリスク・ウェイト (RW) 水準等の算定根拠を示したうえでその情報の利用を促す

これらが実施されることにより、SA のキャリブレーションの根拠が明確かつニュートラルな資本賦課水準となり、ベンチマークとして透明性を増すことになる。加えて、内部モデル方式 (IMA) 採用行は SA 算出結果と IMA 算出結果の差分に係る説明を投資家等の市場参加者に行うことが可能となり、IMA 算出結果の信頼性確保にも寄与すると考える。

逆に、SA が非合理的に保守化された場合、または、水準調整の背景・根拠が示されない場合、銀行は SA と IMA の結果に係る差分を説明することが出来ないためベンチマーク、すなわち開示には適さないものになってしまう。加えて、非合理的に保守的な算出結果を参照する開示情報利用者の誤解を招く事態が想定される。したがって、この場合は、IMA 採用行に SA 算出および開示を必須事項として求めることに反対する。

### 3. SA によるフロア・サーチャージの導入案に反対する

SA を IMA にもとづくリスク量のフロア、サーチャージとして使用すべきではない。提案された SA は現行方式よりはリスクセンシティブだが、リスクカテゴリー間の分散効果が勘案されないなど十分なリスク感応度があるとは言えない。これをフロアやサーチャージとして使用すると、IMA を採用するインセンティブを大きく阻害する。IMA にも理論的根拠に乏しいパラメータ ( $\rho$ 、 $m$ ) があり保守化の調整手段として使用されることに加え、さらに SA をフロアやサーチャージとして使用することは重畳的な保守化措置であり、かつ枠組みが複雑となる。フロア、サーチ

チャージが検討される理由は、内部モデルに対する信認の低下と認識するが、総論 2 で述べたとおり、内部モデルとの差異について銀行に説明義務を課すことにより、SA の算出結果をフロアやサーチャージとして使わなくても、リスク・アセット (RWA) の比較可能性と信認確保の目的は達成しうると考える。

#### 4. 非合理的な資本賦課水準の引上げをすべきではない

恣意的な資本賦課水準の引上げがなされることを避けるため、IMA におけるパラメータ  $\rho$ 、 $m$  の運用を明確かつ公正なものとするべきである。特に 3 を最低値とする乗数  $m$  は、当初、分布のテールリスク、市場流動性ホライゾンの短さ、過去データ利用による将来予測の不可能性をはじめとしたモデルリスク等、への対応のため導入されたものと認識している。今回の見直しにより、モデルリスクを除くこれらの諸問題が解決されるのであれば、 $m=1$  を起点とし、パラグラフ 189 で示される「バックテスト結果にもとづき所要資本水準にアドオンする役割」に限定するべきである。

#### 5. 「トレーディング・デスク」の運用は柔軟にすべき

IMA はトレーディング・デスク毎の検証が求められるが、銀行による最適な組織運営を妨げないよう、その運用は柔軟に行うべき。

「デスクレベル・アプローチ」のデスクの定義において、内部モデル適用可否の組織区分が細分化されることにより、トレーダーの異動によるパフォーマンスの変化や組織改変に伴い、モデル適用可否が頻繁に変動するおそれが考えられる。少なくとも、規制上のデスクの定義によって、銀行の適時適切な組織改編が制約されるようなルールは避けるべきであり、デスクの定義を詳細に規定するのではなく、監督当局の裁量にもとづき、銀行との十分なコミュニケーションのもとで決定・承認されるべきである。

#### 6. IMA の追加的デフォルトリスク (IDR: Incremental Default Risk) におけるソブリン PD に係るフロアを設けるべきではない

ソブリンリスクの取扱いは FRTB だけでなく、銀行勘定の見直しや大口与信上限等、他の分野でも検討されている事項であり、個別分野で結論を出すべき論点ではない。少なくとも、銀行勘定における結論が出るまでは、FRTB はソブリンの PD について現行の信用リスク IRB の取扱い (即ちフロアなし) を認めるべきである。また、パラグラフ 153 で SA については「自国通貨建て政府債について規定の RW を下回る扱いが認められる」ことを踏まえて、IDR においても、一貫性確保の観点からフロアの運用について柔軟な措置が採られることが望ましい。

なお、ソブリンの RW について検討する際は、流動性規制における適格流動資産や CCP への担保として拋出が別途促される状況である等、他の規制の目的との相反関係を十分に考慮すべきであり、この意味でも、少なくとも一定の要件を満たすソブリンについては引き続きフロアを設けるべきではないと考える。

## 7. 導入に際しては十分な移行期間を設定すべき

規制の最終的な導入に際しては、十分な準備期間が確保される必要がある。提案されている SA の計測ロジックに即した CF 展開とイールドカーブの作成、および、想定されるデスク毎に IMA における期待ショートフォール (ES) の算出等が必要であり、これらはシステム開発・実装のための相当の時間とコストを要するものである。加えて、このようなインフラを用いて RWA を算出、定量影響度調査 (QIS) を実施し、その結果について水準調整のために慎重に検討される必要があることから、QIS の実施・水準調整や規制の本格導入に当たっては、必要十分な準備期間・移行期間を設定いただくようお願いしたい。

**各論** 見出しの「X.X」の番号は市中協議本文（P7～45）のセクション番号と一致

## 1.1 トレーディング勘定と銀行勘定の境界

1.1.1 銀行の業務運営やリスク管理との整合性の観点から「改定された境界」を支持する（総論1に記載）

1.1.2 銀行勘定の商品に対するヘッジ取引は銀行勘定と整理すべき

規制上銀行勘定に属すると判断される取引に対するヘッジ取引については、たとえトレーディング勘定の General Presumption に該当する場合であっても、規制上銀行勘定に属すべきと考えられる。これは同一エンティティ内のトレーディング業務を行うデスクを介して第三者とヘッジを行うケースも考えられるが、この場合はトレーディング業務を行うデスクの持つ内部取引および外部取引とのポジションはトレーディング勘定に帰属するものと考えられる。最終化に当たっては、これらのケースを踏まえてトレーディング勘定に係る General Presumption を規定していただきたい。

1.1.3 期待保有ホライズンを文書化することの理由および対象商品を明確化すべき（パラグラフ 18 (b)）

市場環境に応じた売買を前提とするトレーディング勘定にあって、全ての商品について期待保有ホライズンに係る文書化を求めることの理由が不明瞭である。例えば、「引受」のように顧客の需要等の問題から、販売が長期化する商品のモニタリングが主たる目的であれば、対象となる商品もしくはその属性を明確化すべきである。または、この文書化という手続きの代わりに、流動性ホライズン内に売却・ヘッジができない取引がその時点のマーケット環境に鑑みて存在しないかを銀行が確認する手続きの方がより実際的と考える。

1.1.4 境界の恣意的振替に対する予防策・ペナルティを重疊的なものとするべきではない（パラグラフ 25～28）

境界の恣意的振替に対する予防策・ペナルティの手段としては、

①当局による承認

②資本サーチャージ

だけで十分であり、その他の重疊的な措置（振替に関する開示、「撤回不能」の文言、「Extraordinary Circumstances」の事前規定、など）はその必要性・追加的な有効性が疑わしく、削除すべきと考えられる。

1.1.5 「P/L 認識」は財務会計のものを指していない点を明確化すべき（パラグラフ 14）

市中協議本文の 8 頁に「全ての評価差損益は『会計上の損益』において認識されなくてはならない」<sup>1</sup>とあるが、49 頁のパラグラフ 14 では単に「『P/L』

<sup>1</sup> 8 頁下から 4 つ目のパラグラフには「For example, all trading book instruments must be fair-valued daily and any valuation changes must be recognised in the bank's profit and loss account for accounting purposes.」と記載がある。

において評価差損益の認識をしなくてはならない<sup>2</sup>と記述がある。本市中協議で求めている「P/L における時価評価」とは財務会計上ではなく、管理会計上もしくはリスク管理上であることを明確化すべきである。

## 1.2 信用リスクの取扱い

1.2.1 IMA の IDR におけるソブリン PD に係るフロアを設けるべきではない（総論 6 に記載）

1.2.2 株式に IDR を課すべきではない

株式（特に Large Cap は流動性ホライズンが 10 営業日）はデフォルトの兆候が見られたとしても即座の資金化ができると考えられ、リスクホライズンを 1 年とする IDR の追加計上は不要と考えられる。追加的リスク（IRC）において Constant Level of Risk の考え方のもと、1 年のリスクホライズンが前提<sup>3</sup>とされているが、トレーディング勘定ではリスクホライズン内にポジションがクローズできることが前提（Large Cap で 10 営業日）であり、銀行勘定とは異なり顧客との取引関係を踏まえずとも自己裁量でポジションを閉じることができること、デフォルトの兆候が見られた後も 1 年間取引をロールし続ける前提が非現実的であることを踏まえると、ホライズンの考え方において銀行勘定との一貫性を保つことが適切であるとは考えにくい。

なお、デフォルトの兆候が見られた後、リスクホライズン内にポジションをクローズできなくなった場合は、流動性ジャンプの問題として扱われるべきと考える。（各論 1.3.2 をご参照）

以上を踏まえ、少なくとも、バーゼル 2.5 の際に明確化された「監督当局の承認を条件に、上場株とそのデリバティブを IRC の算出対象に加えることも可」<sup>4</sup>とする考え方は維持されるべきである。

## 1.3 市場流動性の勘案

1.3.1 ホライズン区分をバランスのとれたものに、また長さを合理的なものに見直すべき（パラグラフ 181 (k)）

### (1) ホライズンの区分方法

リスクファクターカテゴリーおよび対応する流動性ホライズンについて、細かい複雑な設定<sup>5</sup>になっており、より整理・統合の余地がある。例えば、金

<sup>2</sup> パラグラフ 14 を以下の通り抜粋する。

Banks must fair-value daily any covered instrument and recognise any valuation change in the profit and loss (P&L) account.

<sup>3</sup> Guidelines for computing capital for incremental risk in the trading book ; Paragraph 15 注釈 3 (BCBS, Jul 2009)

<sup>4</sup> Guidelines for computing capital for incremental risk in the trading book ; Paragraph 9 (BCBS, Jul 2009)

<sup>5</sup> 例えば、パラグラフ 181 (k) の表では、金利については、interest rate と interest rate (other) の 2 通りのみと粗い区分（同様に FX も 2 通り）となっている一方で、オプションについては、ATM volatility と個別具体的に特定しており、バランスを欠いている。同時に、オプションの ATM 以外の記述はなされていない。



利・為替の区分数対比でコモディティは個別の商品×2（オプション・それ以外）の区分が定められているが、コモディティについては更に粗くする余地があるのではないだろうか。

但し、整理した結果、過度に区分が複雑になることは業界として本意ではなく、むしろ、例えば「金利」に係る区分は「プレーンな金利リスク××営業日、エキゾチックな金利リスク××営業日、その他の金利関連××営業日」といった区分のように、必要最低限の大枠が国際合意されるべきと考える。詳細については、実際の銀行のポートフォリオを踏まえて各国監督当局が設定するか、または明確・客観的な適用基準を予め監督当局が設定することが望ましいと考える。

## (2) ホライゾンの長さ

20 営業日が割り当てられている「金利、為替、クレジットスプレッド（ソブリン）」については、主要通貨であれば、10 営業日あればポジション解消・ヘッジ可能と考えられるため、20 営業日のホライゾン設定は長いと考えられる。バーゼルⅢでは再構築が困難な OTC デリバティブの Margin Period of Risk の下限として 20 営業日が設定<sup>6</sup>されたが、これとの比較において、プレーンな金利や為替の再構築は容易であるはずである。

また、Equity price (large cap) 以外のボラティリティに対する流動性ホライゾンは 60 営業日以上が割り当てられているが、残存期間が短いデリバティブ用にリスクファクターカテゴリーを新たに設けて、短い流動性ホライゾンを割り当てられるよう修正するのが合理的である。これは、短期の通貨オプション取引等、流動性ホライゾンの期間内に取引が消滅してしまうものも多く存在しており適正に満期を反映させるためである。

### 1.3.2 モデル非依存評価ツール（MIA）は導入すべきでない（パラグラフ 183 (d)）

事前予見性のない流動性プレミアムのジャンプの可能性に対して、モデル非依存評価ツールは実務上の運用が困難であると考えられる。これにより流動性ジャンプのリスクを判定するのではなく、ジャンプが発生したと考えられる時点でホライゾンの長期化を BCBS が指定する枠組みを提案する。

このように考える根拠としては、第一に、勘定間振替の厳格化が今般なされるため、前パラグラフの枠組みが導入されることにより、流動性が枯渇する可能性がある取引を継続保有することへの抑止力が既存の枠組み以上に働くと考えられるためである。加えて、閾値を設定する上では合理的な設定根拠が必要となるが、事前予見性のない現象に対して将来に渡って説明可能な枠組みを構築することは非現実的であると考えられる。併せて、銀行の立場としては、この枠組みを通じ不当に保守的な資本賦課が課される可能性を懸念している。

### 1.3.3 「観測されたショックの $\sqrt{t}$ 倍法による補正」ではなく「長期ホライゾンに

<sup>6</sup> Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems; Paragraph 41(i) (Dec 2010 (rev Jun 2011))

係るショックの直接勘案」が採用された背景につき開示を希望する（パラグラフ 181 (c)）

今次市中協議では、第一次市中協議におけるオプション1（長期のホライゾンに係るショックを直接勘案する方式）が採用されている。但し、その採用根拠が不明であることから、各論 4.1.1 に記載の通り、分析結果等の開示が行われることが望ましいと考える。

注釈 36 の例によれば、ホライゾン 10 日のリスクファクターについては 10 日のショックに対して P&L を  $(t-x, t-x+10)$ 、ホライゾン 250 日のリスクファクターについては 250 日のショックに対して P&L を  $(t-x, t-x+250)$  で各々算出し、合算することとされているが、この場合、注釈 36 の末尾にて指摘<sup>7</sup>されている通り、ホライゾンが短いリスクファクターについては 1 年前のマーケット状況を使用することとなり、計測時点のポジションと不整合となってしまう。特に短期のホライゾンが割り当てられるリスクファクターが主となるポートフォリオを保有する場合、この不整合の影響が大きくなる。したがって、リスクファクターのショックを  $(t-x, t-x+10)$  で一律算出の上、 $\sqrt{25}$  倍すること、即ち、第一次市中協議におけるオプション2の手法にも一定の合理性はあると考えられるため、BCBS の検討結果が参照・理解可能となることを希望する。

#### 1.3.4 より保守的な流動性ホライゾンのカテゴリーが適用可能であることを明確にするべき（パラグラフ 181 (k)）

リスク計測時に、パラグラフ 181 (k) で指定されるものより保守的な流動性ホライゾンのカテゴリーを適用することを許容いただきたい。ヘッジ対象とヘッジ手段の流動性ホライゾンが異なると、ヘッジ効果が十分に反映されず、リスク量が不当に過大となるケースが考えられるため。そのような場合、より流動性ホライゾンの短い取引を保守的に長期化することで、マッチング可能である点を明確化いただきたい。

### 1.4 マーケット・リスク指標の選択とストレス期への水準調整

#### 1.4.1 ストレス期の見直し方法・頻度について再検討されるべき（パラグラフ 181 (f)）

ストレス期 12 ヶ月の見直し頻度については、「月次」以上とされているが、バーゼル 2.5 の見直しで修正されたとおり「定期的な見直し」が妥当と考える。短期間で各金融機関にとってのストレス期は大きくは変化しないものと考えられ、銀行によっては、見直しを高頻度とすることで得られるメリット対比で過剰な対応と考えられるためである。

例えば、月次の市場環境やポジションの変化を捉え、必要に応じてストレス期の見直しを行うという枠組みも一案と考える。具体的には、ES 変動の 75%

<sup>7</sup> 注釈 36 の最終文章を以下の通り抜粋する。

This implies that for the 10-day liquidity horizon the most recent data point used is 240 days before the data point used for the 250-day liquidity horizon.

以上を捉える  $ES_{R,C}$  のリスクファクターを月次でモニタリングし、ストレスが観測された場合に見直しを行うという運営が想定され、この場合、見直しの業務負担のコストを抑えつつ効率的なストレス期の特定が可能であると考えられる。

#### 1.4.2 市場データの要件を見直すべき

公正価値が取引価値の最善の見積もりであることを踏まえ、“price at which the institutions has conducted transaction”の一つの解釈として公正価値算出の要素となるデータを“real”な市場データのの一つとして含めるよう明確化するべきである。

加えて、この場合、加盟金融機関のコンセンサスを月次で還元するサービスを利用する銀行も存在する。このように月次でしか取得できないデータも一般に存在する為、「年最低 24 個」の取得を要する観測要件は現実的ではない。斯かる要件が「年最低 12 個」に見直されるよう再検討をいただきたい。

### 1.5 ヘッジおよび分散効果の取扱い

#### 1.5.1 SA における保守的な措置を修正するべき

総論 2 で述べたとおり、提案されている SA は過度な保守的な措置が加えられており、修正が必要である。これは、今回の提案では IMA デスクにも SA による資本賦課の計算を求めており、非合理的に保守的な SA の算出結果が IMA のそれに対する疑念を喚起する可能性につき、懸念しているからである。具体的な要修正点としては、以下のような点がある。

①金利リスクに規定されているとおりの売買逆方向の場合の相関が同方向の場合の相関を下回っている

②ブロードリスクカテゴリー間の分散効果が一切勘案されない

繰り返しとなるが、これらの保守化措置の存在により、仮に IMA 利用デスクが SA にもとづく規制資本の算出が求められたとしても、その差分の説明が非常に困難になる。つまり、「理由がわからないが保守的な SA の算出結果」と「相関を織り込んでネットィング・分散効果の勘案を行った IMA の算出結果」の二者について、前者に関して非合理的な前提が存在する限り、投資家や監督当局を相手に後者の正当性・妥当性を手法の比較にもとづいて説明することは困難と考えられる。

### 1.6 標準的方式と内部モデル方式の関係

#### 1.6.1 SA によるフロア・サーチャージの導入案に反対する（総論 3 に記載）

#### 1.6.2 SA 算出の義務・頻度について再検討すべき（パラグラフ 47）

##### (1) SA 算出の義務

IMA 採用デスクに対する SA 計算の義務付けについては、SA が十分にリスクセンシティブでない、つまりベンチマークに役立たない場合は、これを支持しない。

総論 2 にも記載した通り、この度提案されている SA の実装に係るコストは小さくなく、SA 算出をフロアやサーチャージの為に並行的に計算することの実

務上の負荷は大きい一方で、SA の内部リスク管理上の利用メリットは皆無に等しい。加えて、1.5.1 で述べたとおり、保守的な処理がされている場合は「比較可能性」の観点からも説明力を欠くと同時に、非合理的に保守化された SA にもとづく算出結果を開示した結果、ステークホルダーの誤ったリスク評価や「SA は信頼性・精度の高い手法である」との誤認を促し、システムミックリスクに結びつく懸念もある。したがって、コストに見合ったベネフィットが得られるとは考えにくい。

## (2) SA 算出の頻度

また、市中協議では SA にもとづく月次算出が求められているが、仮に算出が必要であったとしても、システム実装や運営に係るコストに鑑みて、自己資本比率を算出する四半期が適正であると考ええる。

### 2.1 内部モデルにもとづくリスク計測に対する全般的アプローチ

コメントなし

### 2.2 適格なトレーディング・デスクの特定

#### 2.2.1 「トレーディング・デスク」の運用は柔軟にすべき（総論 5 に記載）

#### 2.2.2 IMCC の算定はデスク横断的に行われることを明確化するべき（パラグラフ 189）

“The stress period used in the desk-level  $ES_{R,S,i}$ ,” と記載があり、 $i$  の単位でデスクが異なっているように読めるが、 $IMCC(C_i)$  は「リスクファクター横断的」ではなく飽くまで「リスクファクター  $i$  についてデスク横断的」に計測されるものであることを明確化すべきである。

#### 2.2.3 乗数は 3 ではなく 1 を基準とするべき（総論 4 に記載）

### 3.1 標準的方式の見直しの目的および根拠

#### 3.1.1 目的に応じた SA の導入を検討すべき（総論 2 に記載）

総論 2 の主張に加えて、特に小規模な銀行にとっては、リスクセンシティブティよりも導入の容易さ・低コストを重視することがコストベネフィットに適う場合があり、保守的水準調整を前提とした現行 SA (Conservative SA<sup>8</sup>) の継続採用を認めるべきである。

#### 3.1.2 リスクセンシティブティにもとづく算出方法を許容するべき

改正される SA では想定ポジションをベースに計算することとしているが、デルタに関する部分はリスクセンシティブティを使用する方法も認めるべき。内部管理上、金融機関によってはグリッドポイントセンシティブティによりポジション管理しているところも存在する。斯かる金融機関にとっては今回提案されている SA 以上に精緻な計量化が規制上も可能となり、また、規制資本と経済資本の連動を確保することが可能となる観点でメリットがあると考えられる。

#### 3.1.3 銀行勘定の枠組みとの一貫性を確保するべき

<sup>8</sup> 例) Conservative SA = Current SA \* a, ここで a (当局設定定数)  $\geq 1$  (保守化の程度)

各規制の趣旨、各規制内における個別論点の重要性、が異なることから、その理由がある限りにおいて、全ての規制について完全に一貫した枠組みの構築を求めるのは必ずしも実際的ではないと理解している。とはいうものの、他規制と同様の概念であって異なる手法は極力削減されるべきと考える。具体的には以下の点について、一貫性の確保が検討されるべきである。

#### (例)信用リスクにおける LGD との関係 (パラグラフ 147)

今回の枠組みではノンシニアで LGD=100%、シニアで LGD=75%とされているが、現行の信用リスクの枠組みでは、例えば株式で LGD=90%、劣後債で LGD=75%とされている。

### 3.2 改訂版の標準的方式の一般的な特徴

コメントなし

### 3.3 改訂版の標準的方式の水準設定

#### 3.3.1 キャリブレーションは慎重にかつ必要最低限の頻度で実施されるべきである

市中協議 34 頁の 3.3 第一パラグラフにある「SA の水準調整は年次でその妥当性をレビューし、重要な変動に際しては必要な水準調整を行う」という考え方に賛同する。あまりに高頻度でベンチマークとしての SA の水準調整が行われると、時系列比較対象の前提・要因分析が複雑化し、比較可能性の確保が難しくなる事態、開示情報利用者が混乱する事態が想定される。したがって、キャリブレーションは慎重にかつ必要最低限の頻度で実施されるべきであると考ええる。

また、キャリブレーションが見直された場合は、総論 4 で述べた乗数の運用と同様、斯かるキャリブレーションが資本賦課水準引上げのツールとならないよう、その水準算定の根拠・運用方法を明確化すべきである。

### 3.4 標準的方式に係る資産クラスごとの取扱いに関する提案

#### 3.4.1 同一通貨の為替ポジションはキャッシュフローのタイミングに依らず相殺可能とするべき

現行規制は同一通貨の調達と運用についてはネットポジションとして相殺可能となる枠組みである。他方、今次提案されている標準的方式ではキャッシュフローを期間バケットに割り当てる枠組みであるため、同一通貨の調達と運用の取引がネットされないと考えられる。

具体的な事例としては、日本円を母国通貨とする銀行が残存 3 年超で 100 米ドルの外債を購入し、残存 1 年未満で 100 ドルの借入れを行うとする。現行規制では為替エクスポージャーは 0 だが、新たな SA では 84 米ドルのエクスポージャーが残る (単純化の為、割引金利は 0 の仮定)。金利リスクの捕捉は別途考慮されていることを踏まえると、これは通貨ポジションの長短スマッチにかかる資本賦課であり、外貨の流動性リスクに資本賦課を以って対処しようとしていることと同義と考えられるが、この点については流動性規制によって既に対処されているはずである。

以上を踏まえ、別途計測対象となっている金利リスクに加えて、他に捕捉す

るべきリスクがある場合はそれを明確化の上、必要に応じた水準の資本賦課がなされるよう見直しをすべきである。

なお、上述の取引例をはじめとした外貨の投融資にかかる資金調達については、運用・調達期間にギャップがある場合であっても、明確かつ厳格なヘッジ方針や外貨調達方針にもとづく通貨別の持ち高管理を行い、調達を適切にロールオーバーすることにより、運用資産の償還まで為替リスクは生じないことにも留意すべき。

**3.4.2 クレジットスプレッドリスクのバケット1および7のソブリンについて、発行体自身のイールドカーブで評価される場合は追加資本賦課すべきではない（パラグラフ105）**

バケット1および7のソブリンについては、発行体自身のイールドカーブで評価される場合は、クレジットスプレッドリスクが存在しないため、別途資本賦課をすべきではない。

**3.4.3 SA デスク同士の内部取引は、完全に相殺されることを明確化すべき（関連パラグラフ23（e））**

SA デスク同士の内部取引は、完全に相殺されることを明確化すべきである。

**3.4.4 リスクカテゴリー間の集計方法を明確化すべき（パラグラフ56）**

ブロードリスクファクター同士の合算方法について明記すべきである。

**4.1 その他**

**4.1.1 各種パラメータ等の決定根拠を示すべき**

BCBS は今回提案されている以下のパラメータ等に係る算出根拠、もしくは算出根拠となりうる考え方について、可能な範囲で公表すべきである。

具体的に開示が望まれる情報は以下のとおりである。

分類	根拠の開示が望まれる情報	開示を希望する理由
SA	RW、バケット区分幅、相関 $\rho$ の決定根拠	IMA のベンチマークとして SA を活用する場合、その差異要因の説明のために必要となるため。
IMA	IMCC を按分する $\rho$ の決定根拠	事後の $\rho$ の引下げ等、恣意的な運用がなされる懸念があり、銀行側からもその算出結果の妥当性が把握可能な枠組みが望ましいため。
IMA	ショック取得方法の検討経緯	第一次市中協議で提案されていたオプション1~3の検討経緯・結果が不明であるため。（関連コメント1.3.3）
流動性ホライズン	商品区分、ホライズン期間の決定根拠	背景を理解し納得した上で利用するため。各論1.3.1で述べたとおり、特に20営業日が割り当てられ

		ている「金利、為替、クレジットスプレッド（ソブリン）」については、実務家の実感比で長いと考えられるため。
--	--	--

流動性ホライズンについては、事前に各市場参加者を対象に調査が行われており、その結果が公表されるのも有効と思われる。

#### 4.1.2 開示のコンテンツ・形式を修正すべき（テンプレート、SA 開示、IMA デスクの情報）

テンプレートはよりハイレベルな情報（ブロードリスクカテゴリー別 total RWA など）に留め、より詳細な分析・説明については銀行が投資家との対話に必要なと考える範囲で開示する枠組みとするべきである。詳細なテンプレートを設けた場合、その作成そのものが目的となり、投資家に提供される情報が不必要なところまで細分化され、硬直化してしまう。リスク管理上の重要性、特に開示上投資家に伝えるべき事項などについて、柔軟かつ臨機応変に開示される枠組み望ましく、その観点から細部に至るテンプレート化には反対である。

加えて、総論 2 で述べた通り、SA がベンチマークとしての役割を果たせない場合（根拠なく保守的である、リスクセンシティブではない、水準の根拠が不明である、など）は、IMA デスクによる SA にもとづく定量情報は開示されるべきでない。

また、デスクに係る定性情報（デスクの組織、取扱商品）は営業戦略にも関わることから機密性が高いとともに、斯かる情報の開示がどのように市場規律の向上に寄与するかも不明瞭であることから、開示には適していないと考えられる。

#### 4.1.3 「資本の定義」に係る算出順序の記述を修正すべき（パラグラフ 46）

バーゼルⅡの際に、マーケット・リスクをカバーするための資本として Tier 3 が定められていた。パラグラフ 46 では Tier 3 に関する記述は削除・修正されているが、先に信用リスク・オペレーショナルリスクの資本負担をする順序（バーゼルⅡの枠組み）が示されており、修正されるべきと考える。

以上